官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府八三）　二
〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（厚生労働二五一）　二
○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第五条の五第三項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器の一部を改正する件（同二五二）
○農業保険法施行規則第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件（農林水産一四二六）
○令和八年産の茶に適用する単位当たり共済金額の範囲を定める件（同一四二七）
〔その他告示〕
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務三）　三
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務三六八）
○ウズベキスタン共和国におけるアフガニスタン人を含む脆弱層の自立支援を通じたスルハンダリア州の経済活動促進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同三六九）
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三七〇）　四
○保安林の指定を解除する件（農林水産一四二八～一四三四）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一四三五～一四三八）
○特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）及びながすくじら）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（同一四三九）　五
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二一六、二二二、二二三）　六
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同二一七～二一九）
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同二二〇、二二一）
〔人事異動〕
内閣　内閣府　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
官庁事項
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　七
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（群馬労働局最低賃金公示一、沖縄同一）　七
国家試験
国会議員政策担当秘書資格試験合格者（国会議員政策担当秘書資格試験委員会）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
除籍の一部が滅失した件（法務省告示配一〇七）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続不開始決定関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　三〇九

府　令

○内閣府令第八十三号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行に伴い、消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年九月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定） **第三条**　令第三条第四号ロの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 ［一～十八　略］ 十九　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六十一条 ［二十～二十二　略］	（消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定） **第三条**　令第三条第四号ロの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 ［一～十八　同上］ 十九　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六十一条 ［二十～二十二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百五十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第五項及び第七項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年九月二十四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１ １～441　（略） 442　長期的使用胸腔・腹腔ドレナージ用カテーテル 443～1216　（略） 1217　再製造治療用能動器具 **別表第３** １～1229　（略） 1230　体表面冷却用難燃性ガススプレー	**別表第１** １～441　（略） 442　長期的使用胸腔カテーテル 443～1216　（略） （新設） **別表第３** １～1229　（略） （新設）

○厚生労働省告示第二百五十二号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第五条の五第三項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第五条の五第三項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器（平成二十六年厚生労働省告示第三百十六号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年九月二十四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 １～506　（略） 507　体表面冷却用難燃性ガススプレー	**別表** １～506　（略） （新設）

○農林水産省告示第千四百二十六号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、平成三十年農林水産省告示第二千百五十四号（農業保険法施行規則第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年九月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

この告示は、令和七年十月一日から施行する。

○農林水産省告示第千四百二十七号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百四十四条第一項の規定に基づき、令和八年産の茶に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和七年九月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

令和八年産の茶に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として農業保険法施行規則第百四十四条第一項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、次の表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百五十三条第一項の規定により農林水産大臣が定めた区分	地域	一キログラム当たり共済金額の範囲
一類及び七類（防霜施設を用いて露地栽培する在来種の茶に限る。）	埼玉県の区域	一五〇円　一四〇円　一二〇円　一一〇円　九〇円
	静岡県の区域	一四〇円　一三〇円　一一〇円　一〇〇円　八〇円
	京都府の区域	六二〇円　五六〇円　五〇〇円　四三〇円　三七〇円
二類及び七類（防霜施設を用いて露地栽培する在来種以外の品種の茶に限る。）	埼玉県の区域	四一〇円　三七〇円　三三〇円　二九〇円　二五〇円
	静岡県の区域	二〇〇円　一八〇円　一六〇円　一四〇円　一二〇円
	京都府の区域	八〇〇円　七二〇円　六四〇円　五六〇円　四八〇円
三類及び七類（防霜施設を用いず露地栽培する在来種の茶に限る。）	埼玉県の区域	一五〇円　一四〇円　一二〇円　一一〇円　九〇円
	静岡県の区域	一四〇円　一三〇円　一一〇円　一〇〇円　八〇円
	京都府の区域	五三〇円　四八〇円　四二〇円　三七〇円　三二〇円
四類及び七類（防霜施設を用いず露地栽培する在来種以外の品種の茶に限る。）	埼玉県の区域	四一〇円　三七〇円　三三〇円　二九〇円　二五〇円
	静岡県の区域	二〇〇円　一八〇円　一六〇円　一四〇円　一二〇円
	京都府の区域	六七〇円　六〇〇円　五四〇円　四七〇円　四〇〇円
五類及び七類（被覆栽培する在来種の茶に限る。）	埼玉県及び静岡県の区域	六〇〇円　五四〇円　四八〇円　四二〇円　三六〇円
	京都府の区域	七一〇円　六四〇円　五七〇円　五〇〇円　四三〇円
六類及び七類（被覆栽培する在来種以外の品種の茶に限る。）	埼玉県の区域	七七〇円　六九〇円　六二〇円　五四〇円　四六〇円
	静岡県の区域	八五〇円　七七〇円　六八〇円　六〇〇円　五一〇円
	京都府の区域	九一〇円　八二〇円　七三〇円　六四〇円　五五〇円

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

○金融庁
財務省告示第三号

社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件（平成十五年法務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和七年九月二十四日

金融庁長官　伊藤　豊
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
名称	所在地	名称	所在地
［略］		［同上］	
カセイス　バンク　フランス共和国	モンルージュ市　ガブリエル　ペリ通り　八十九―九十一	カセイス　バンク　フランス共和国	モンルージュ市　ガブリエル　ペリ通り　八十九―九十一
		エイチエスビーシーインスティテューショナル　トラスト　サービシーズ（アイルランド）リミテッド	アイルランド　ダブリン市　グランド　カナル　ドック　一番
［略］		［同上］	
ビィエッフェエッフェ　バンク　エスピーエイ	イタリア共和国　ミラノ市　ヴィアーレ　スカランポ　ロドヴィコ十五	ビィエッフェエッフェ　バンク　エスピーエイ	イタリア共和国　ミラノ市　ヴィア　ドメニキーノ　五
［略］		［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○外務省告示第三百六十八号

令和七年八月二十七日にタシケントで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

令和七年九月二十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　四億二千二百万円
3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　羽鳥隆在ウズベキスタン大使
ウズベキスタン側　コングラトバイ・シャリポフ高等教育・科学・イノベーション大臣

○外務省告示第三百六十九号

令和七年八月二十七日にタシケントで、ウズベキスタン共和国におけるアフガニスタン人を含む脆弱層の自立支援を通じたスルハンダリア州の経済活動促進計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

令和七年九月二十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

1　協力の目的及び内容　アフガニスタン人を含む脆弱層の自立支援を通じたスルハンダリア州の経済活動促進計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億九千六百万円
3　贈与の供与期限　令和八年八月三十一日
4　署名者
日　本　側　羽鳥隆在ウズベキスタン大使
国際連合開発計画側　藤井明子在ウズベキスタン事務所常駐代表

○外務省告示第三百七十号

令和七年八月十五日にドゥシャンベで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

令和七年九月二十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　四億二千四百万円
3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　古田恵子在タジキスタン大使
タジキスタン側　シロジッディン・ムフリッディン外務大臣

○農林水産省告示第千四百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年九月二十四日

外務大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県気仙沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年九月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　石川県金沢市普正寺町壱壱字一の五（国有林）
二　保安林として指定された目的　飛砂の防備
三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

○農林水産省告示第千四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年九月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府南丹市美山町芦生ヲクノ谷四の一三
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年九月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山字仙道五二六〇の八・五二六一の八・字竹五二六五の六・五二六五の七・五二六八の三・五二七一の五・五二八一の一七（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県庁及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年九月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　富山県南砺市利賀村字下島七〇二の八・七一五（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・七〇二の四から七〇二の七まで・七一六の一・七一六の二（以上六筆国有林）、利賀村岩渕字見田地七一の三（国有林。次の図に示す部分に限る。）・七一の二・七二の二・七二の三（以上三筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年九月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町東藤川字バンゴ一八七八の一・一八七九の一・一八七九の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　送電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年九月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県浜田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町上郷字朝間ケ嶽一一六の一、一一六の七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県苫田郡鏡野町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県瀬戸市上半田川町一一〇七、一一三八の五、一一三八の二四、一一三八の二五、一一三八の四七から一一三八の五一まで、一一三八の五六、一一三八の五九から一一三八の六一まで、一一三八の六六、一一三八の七一、一一八三の二、一一八三の五、一二三二、一二三五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び瀬戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

㈠　宮崎県えびの市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮崎県小林市・えびの市（以上二市について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

小林市

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年農林水産省告示第二千三百五十二号（特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）及びながすくじらに関する令和７管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年九月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）及びながすくじらに関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第七　（略） 第八　にたりくじら 一　（略） 二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：頭） 大臣管理区分：にたりくじら 母船式捕鯨業 ／ 大臣管理漁獲可能量：133 ／ （略） ／ （略） 第九～第十一　（略）	めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）及びながすくじらに関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第七　（略） 第八　にたりくじら 一　（略） 二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係） 法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：頭） 大臣管理区分：にたりくじら 母船式捕鯨業 ／ 大臣管理漁獲可能量：113 ／ （略） ／ （略） 第九～第十一　（略）

○防衛省告示第二百十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月二十四日

防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(エ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇、四八〇メートル以下までの間

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機五機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十七号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月二十四日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三二度二九分五一秒

(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三一度〇四分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒

(キ)　北緯三一度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(ク)　北緯三一度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施機　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月二十四日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(イ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

実施機　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十九号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月二十四日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

実施機　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月二十四日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒、東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を前記中心点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒

(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒

(エ)　北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒

(オ)　北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

実施機　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十一号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年九月二十四日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒

(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒

(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒
(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

実施機
その他　航空機
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和七年九月二十四日
防衛大臣　中谷　元

実施機
その他　航空機
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和七年九月二十四日
防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年十月一日、同月二日及び同月四日（予備、同月二日及び同月五日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
実施艦　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百二十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
令和七年九月二十四日
防衛大臣　中谷　元

日時　令和七年十月一日（予備、同月二日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　野島埼南方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(キ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空。ただし、(ウ)と(ク)を結んだ線から南側は海面から高度一五、二四〇メートル以下、(ウ)と(ク)を結んだ線から南側は海面から高度四、五七二メートル以下、(イ)と(ケ)を結んだ線から北側は海面から高度三、六五八メートル以下までの間
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度一八分二三秒　東経一四〇度三三分〇六秒
(ウ)　北緯三四度〇八分一八秒　東経一四〇度四六分五一秒
(エ)　北緯三四度〇一分五九秒　東経一四〇度五七分〇一秒
(オ)　北緯三三度五七分〇七秒　東経一四一度〇五分一四秒
(カ)　北緯三三度三四分二九秒　東経一四〇度二五分四七秒
(キ)　北緯三四度三一分一一秒　東経一四〇度〇七分四八秒
(ク)　北緯三三度四七分〇六秒　東経一四〇度二一分五〇秒
(ケ)　北緯三四度一一分二一秒　東経一四〇度一四分〇九秒

実施艦
その他　自衛艦十隻
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

人事異動

内閣

（警察庁警備局付）警視監　中島　寛
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に併任する（九月十九日）

内閣府

杉山　智之　神田　玲子
原子力規制委員会委員に任命する（各通）（九月十九日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、九月十八日午後一時三十二分御出門、国際連合大学五十周年記念式典に御臨席のため、国際連合大学本部（渋谷区）へ行幸啓、同五時十九分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、ネパールの憲法記念日につき、九月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、アルメニアの独立記念日につき、九月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。
天皇陛下は、マルタの独立記念日につき、九月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

中国地方整備局公示

一級河川高梁川水系高梁川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき除却した工作物について、同条第４項の規定に基づき保管したので、当該工作物の所有者、占有者その他当該工作物について権原を有する者に対し当該工作物を返還するため、同条第５項の規定に基づき公示する。
令和７年９月24日
中国地方整備局長　杉中　洋一
1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　①小型船舶（ＦＲＰ製）１隻　②小型船舶（ＦＲＰ製）１隻　③小型船舶（ＦＲＰ製）１隻
2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
(1)　保管した工作物の放置されていた場所　①岡山県倉敷市連島町西之浦地先　②岡山県倉敷市片島町地先　③岡山県倉敷市西阿知町西原地先
(2)　当該工作物を除却した日時　①令和７年７月15日10時　②令和７年７月15日13時　③令和７年７月15日９時
3　当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所
(1)　当該工作物の保管を始めた日時　①令和７年７月15日14時　②令和７年７月15日11時　③令和７年７月15日10時
(2)　保管の場所　岡山県倉敷市水江地先　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所　高梁川水系高梁川河川区域内
4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所占用調整課に申し出ること。
なお、当該工作物の除却、保管その他の措置に要した費用は、河川法第75条第９項の規定に基づき当該工作物の返還を受ける者の負担とする。
5　問い合わせ先　岡山県岡山市北区鹿田町二丁目４番36号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所　占用調整課　電話086―223―5193

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

群馬労働局最低賃金公示第１号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、群馬県最低賃金（昭和55年群馬労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
令和７年９月24日
群馬労働局長　上野　康博
第４号中「１時間985円」を「１時間1,063円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年３月１日から効力を生ずる。

沖縄労働局最低賃金公示第１号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、沖縄県最低賃金（昭和55年沖縄労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
令和７年９月24日
沖縄労働局長　柴田栄二郎
第４号中「１時間952円」を「１時間1,023円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年12月１日から効力を生ずる。

国 家 試 験

国会議員政策担当秘書資格試験合格者

国会議員政策担当秘書資格試験委員会は、令和７年度国会議員政策担当秘書資格試験の合格者を次のとおり公告する。

令和７年９月24日

国会議員政策担当秘書資格試験委員長

築山　信彦

受験番号	氏　名	受験番号	氏　名
0007	八百幸　徹	0079	田内真惟人
0009	島倉　奏太	0100	鈴木　ゆみ
0029	松元　崇弘	0107	櫻井　　智
0033	川尻　脩都	0133	河津　雄也
0034	宇田川健吾	0152	小寺　雄大
0042	塩田　祥大	0172	十亀　　淳
0043	富田　光遥	0198	小林　　泰

（以上　14名）

公　　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０６３号
東京都渋谷区渋谷１丁目22番１号ＣＨビル
清算株式会社　株式会社レディアント
代表清算人　杉山　貴昭
１　決定年月日　令和７年９月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０６４号
東京都渋谷区神宮前１丁目10番７号
清算株式会社　株式会社ＧＯＯＤ　ＳＴＡＮＤＩＮＧ
代表清算人　主濱　　歩
１　決定年月日　令和７年９月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１２号
新潟市中央区上所１丁目１番24号　Ｎビル４階　とやの総合法律事務所内
清算株式会社　とやの管財株式会社
代表清算人　太田　　竜
１　決定年月日　令和７年９月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１４号
徳島県徳島市津田海岸町５番43号
清算株式会社　株式会社ケイエス
代表清算人　北内　啓夫
１　決定年月日　令和７年９月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
徳島地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１１号
香川県高松市川島本町420番地２
清算株式会社　株式会社多田会館
代表清算人　多田　敏恭
１　決定年月日　令和７年９月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高松地方裁判所民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第５号
埼玉県行田市行田１番４号
清算株式会社　渡邉株式会社
１　決定年月日　令和７年９月５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（ヒ）第２０３３号
東京都渋谷区渋谷３丁目１番９号ＹＡＺＡＷＡビル３階
清算株式会社　株式会社日本ネットワークヴィジョン
１　決定年月日　令和７年９月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１号
神奈川県座間市相模が丘１丁目40番15号
清算株式会社　株式会社ぴーぷる
１　決定年月日　令和７年９月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所相模原支部

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

なお、甲は令和七年十月一日付で東京都渋谷区代々木二丁目一番五号に本店移転する予定です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.ainj.co.jp/

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十四日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五

（甲）株式会社アイン中央

代表取締役　鈴木奈々絵

長野県諏訪郡下諏訪町四八二三番地一〇

（乙）有限会社サークル

取締役　首藤　正一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式六万三千七百四十二株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　宮古毎日新聞

掲載の日付　令和七年八月二十二日

掲載頁　八頁

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月二十四日

東京都江東区森下三丁目四番一四号

（甲）株式会社東洋電機商会

代表取締役　保坂　秀彦

東京都江東区森下三丁目四番一四号

（乙）株式会社Ｈａｐｐｉｌｉｏｎ

代表取締役　保坂　秀彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　中部経済新聞

掲載の日付　令和七年九月五日

掲載頁　三頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月五日

掲載頁　五十九頁（号外第二〇一号）

令和七年九月二十四日

愛知県尾張旭市東栄町四丁目八番地の一

（甲）旭千代田工業株式会社

代表取締役　大倉　洋一

東京都中央区日本橋二丁目一六番八号

（乙）株式会社尋源

代表取締役　里見　康夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二二一頁（号外第一六九号）

令和七年九月二十四日

大阪市北区堂山町四番一五号

（甲）株式会社ジャパンフーズコーポレーション

代表取締役　安原　隆志

大阪市北区堂山町四番一五号

（乙）株式会社ファイブエスコーポレーション

代表取締役　重村　和宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十七日

掲載頁　四十七頁（号外第一九三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月二十七日

掲載頁　四十七頁（号外第一九三号）

令和七年九月二十四日

北九州市若松区大字安瀬六四番地の一一〇

（甲）太田博株式会社

代表取締役　貞末　英作

北九州市若松区大字安瀬六四番地の一一〇

（乙）株式会社太田エナジー

代表取締役　貞末　英作

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のエマージェンシーケア事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月十二日

掲載頁　一二四頁（号外第一〇四号）

令和七年九月二十四日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー一五階

（甲）ハートストリーム・ジャパン合同会社

代表社員　株式会社フィリップス・ジャパン

職務執行者　黒田慶太郎

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー一五階

（乙）株式会社フィリップス・ジャパン

代表取締役　ジャスパー・アスエラス・ウェステリンク

吸収分割公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は吸収分割して甲は乙の酒類の販売を含むスーパーマーケットの経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月二十四日

掲載頁　二頁

令和七年九月二十四日

京都府京田辺市三山木中央四丁目七番地六

（甲）マルワサンフレッシュ株式会社

代表取締役　渡辺　隆一

京都府京田辺市三山木中央四丁目七番地六

（乙）株式会社サンフレッシュ

代表取締役　辰見　孝則

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十四日

東京都新宿区百人町二―六―七高踏園Ｂ１Ａ

ＴＴＣ合同会社

代表社員　チャンティチャウ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十四日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目七番四―九〇四号　ＰＨコンサルティング合同会社

代表社員　諸岡　健雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十四日

東京都中央区銀座四丁目一三―八岩藤ビル五階　合同会社Nihon Talent Agency

代表社員　林　辰樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、組織変更後の商号は高橋商事株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十四日

東京都台東区東上野四丁目四番九号六一二号室

合同会社ＥＣＬＡＴ

代表社員　高橋　優太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十四日

東京都江東区富岡一丁目二二番二八号

ＳＴＥ合同会社

代表社員　中澤　義哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月二十五日であり、組織変更後の商号はＮｅｖｅｒ　Ｒｅｄ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十四日

東京都品川区北品川五―五―一五大崎ブライトコア四階ＳＨＩＰ

Ｎｅｖｅｒ　Ｒｅｄ合同会社

代表社員　浅香　祐輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十四日

神奈川県鎌倉市岩瀬一―二―一―四二二

広川設備工業合同会社

代表社員　広川　一馬

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はランナー株式会社とします。効力発生日は令和七年十月二十九日であり、当社の総社員の同意は、九月一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十四日

岐阜市大黒町一丁目九番地ミワビル一階

合同会社ランナー

代表社員　日比野泰士

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十四日

京都市伏見区深草西伊達町八七―九二

合同会社エスクルーグループ

代表社員　井上　雄輝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十四日

福岡市中央区渡辺通三丁目一番二〇号天神南マンション一〇〇一号室

タカフ合同会社

代表社員　髙橋　優輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＥＥＦとします。効力発生日は令和七年十一月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年十月十日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十四日

沖縄県**那覇**市壺川一丁目一三―七レジデンスプロスパー二〇五

合同会社ＥＥＦ

代表社員　小池　遼太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し二百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月二十五日であり、株主総会の決議は令和七年九月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十四日

東京都大田区蒲田五丁目六番一二号

有限会社エマモデルプランニング

代表取締役　柴崎　裕二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千万一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月二十四日

東京都港区虎ノ門一丁目二三番一号ジャフコグループ株式会社内

株式会社ＪＩＤホールディングス

代表取締役　小林　正隆

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月七日

掲載頁　六十九頁（号外第七十八号）

令和七年九月二十四日

東京都新宿区西早稲田一丁目九番一二号

早稲田大学グループホールディングス株式会社

代表取締役　井上　文人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億二千六百九十六万円減少し、その減少する資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十日

掲載頁　七十頁（号外第一二七号）

令和七年九月二十四日

東京都中央区八重洲二丁目二番一号

アイリス株式会社

代表取締役　沖山　翔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年二月二十五日

掲載頁　六十八頁（号外第三十六号）

令和七年九月二十四日

東京都中央区銀座八丁目六番二五号河北新報ビル

株式会社アワバリュー

代表取締役　荒津　友生

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十四日

三重県四日市市久保田一丁目一番二一号

有限会社ファクタービル

代表取締役　加藤俊比古

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年九月二十四日

香川県小豆郡土庄町甲五三八番地

堀本弥兵衛有限会社

代表取締役　堀本　哲弘

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億三千百九十七万七千円、利益準備金の額を二千五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年九月二十四日

京都市下京区烏丸通五条下る大坂町三八二番地一

株式会社京進

代表取締役　立木　康之

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億八百五円、資本準備金の額を十一億六百十三万三千四十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/86908/announces

令和七年九月二十四日

東京都品川区東五反田二丁目九番五号

株式会社ヘンリー

代表取締役　逆瀬川光人

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石川雄太が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十四日

東京都品川区南大井六丁目二四番一四号七〇四号室

Ｂａｏ Ｖｉｅｔ Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ ｓｅｒｖｉｃｅｓ ａｎｄ Ｔｒａｄｉｎｇ Ｏｎｅ－Ｍｅｍｂｅｒ Ｃｏ．，Ｌｔｄ．

日本における代表者　石川　雄太

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるトゥルモンド・フレデリックが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十四日

東京都豊島区東池袋二丁目六二番八号一一階

ＨＵＭＡＮＯＩＤＳ,ＩＮＣ.

日本における代表者　トゥルモンド・フレデリック

任意清算公告

当法人は、令和七年六月三十日をもって解散し、行政書士法第十三条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月二十四日

東京都台東区花川戸一－七－五

大江戸行政書士法人

代表社員　細井　聡

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五億四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和七年九月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ＷＬＪＭＦ１特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億五千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月二十二日

掲載頁　四十七頁（号外第二四七号）

令和七年九月二十四日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ＷＬＪＭＦ２特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億四、七一五万円減少し、金二七億四、一三五万円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年十月三十一日です。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和七年九月十日付官報の号外第二〇四号六十二頁に掲載されています。

令和七年九月二十四日

東京都中央区京橋二丁目一二番六号ＡＯＪ

税理士法人内

グリーンフォレスト特定目的会社

取締役　出澤　貴人

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二〇九頁（号外第八十一号）

令和七年九月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　エチゴ特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年一月十七日

掲載頁　六十七頁（号外第九号）

令和七年九月二十四日

東京都中央区銀座二丁目六番一一号土志田ビルディング三Ｆ

Ｄｉｏｎｙｓｕｓ特定目的会社

取締役　中村　武

訂正公告

令和七年八月二十七日（号外第一九三号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告の乙の住所「東京都港区西麻布一丁目一〇番二号」とあるは「東京都港区西麻布三丁目二四番二〇号」、決算公告の乙の住所「東京都港区西麻布一丁目10番２号」とあるは「東京都港区西麻布三丁目24番20号」の誤りにつき訂正します。

令和七年九月二十四日

東京都渋谷区広尾五丁目四番一六号ＥＡＴ ＰＬＡＹＷＯＲＫＳ

（甲）ＳＡＬＴ　ＦＡＣＴＯＲＹ株式会社

代表取締役　井上　盛夫

東京都港区西麻布三丁目二四番二〇号

（乙）ソルトクチュール株式会社

代表取締役　井上　盛夫

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年九月十八日（号外第二百九号）公布政令第三百二十六号（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令）（印刷誤り）	四	下一四～一五	行頭をそれぞれ一字下げる。	